

酒 税 法

本試験問題

〔第二問〕

- 1 甲株式会社は、平成25年3月中に、その製造場の所在地の所轄税務署長から、初めて全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。

〔第二問〕 A

米600kg、米こうじ230kg（こじ米200kg）、清酒かす240kg、水あめ200kg（含有水分25%）及び水を原料として発酵させ、その液状部分とかす部分を分離した液状部分の酒類2,000ℓ（アルコール分16.0度、エキス分6.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 B

他の酒類製造者の製造場から未納税移入した酒類500ℓ（ぶどう果汁600ℓ（含有糖分96kg）及びぶどう糖90kgを原料として発酵させたもの（アルコール分18.0度、エキス分7.7度、発泡性なし））に、炭酸水500ℓを加えた酒類1,000ℓ（アルコール分9.0度、エキス分3.8度、発泡性あり）

〔第二問〕 C

米100kg、麦芽300kg、ホップ5kg及び水を原料として発酵させた酒類4,000ℓ（アルコール分5.5度、エキス分1.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 D

発芽させた小麦200kg及び水により、とうもろこし300kgを糖化させて発酵させたアルコール含有物を、単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分80.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）して水を加えた酒類100ℓ（アルコール分60.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）に、他の酒類製造者の製造場から課税移出された原料用アルコール2,000ℓ（アルコール分57.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）及び水を加えた酒類3,000ℓ（アルコール分40.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 E

麦500kg、米こうじ200kg、清酒かす100kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分60.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）して水を加え、砂糖1kg（分蜜をしたもので、当該砂糖を加えたことによる着色又は着香はない。）及び合成着色料0.2kg（食品衛生法施行規則に定める食用黄色5号）を加えた酒類2,500ℓ（アルコール分25.0度、エキス分0.1度、発泡性なし）

〔第二問〕 F

麦100kg、米こうじ30kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90.0度、エキス分0.0度）して水を加えた酒類20ℓ（アルコール分42.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）、米300kg、糖類200kg及び水を原料として発酵させた酒類1,500ℓ（アルコール分20.0度、エキス分5.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 G

麦300kg、米こうじ120kg、ジャがいも60kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分60.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）したものに、杉の木片の成分を浸出させ水を加えた酒類1,200ℓ（アルコール分12.0度、エキス分0.1度、発泡性なし）

TAC予想問題

●直前予想答練 第2回〔第二問〕

【資料】

1. 甲株式会社は、平成25年3月中に、その製造場の所在地の所轄税務署長からすべての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕 H

米400kg、米こうじ160kg（こじ米140kg）、水あめ60kg（水分重量10kg）、他の酒類製造者の製造場から未納税移入した単式蒸留焼酎200ℓ（アルコール分35度、当該酒類の重量197kg）、原料用アルコール50ℓ（アルコール分60度）及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分14度、エキス分7度）

●全国公開模試〔第二問〕 B

他の酒類製造者の製造場から未納税移出した酒類（りんご果汁1,000ℓ（含有する糖類の重量120kg）、砂糖110kg及び水を原料として発酵させた酒類1,200ℓ（アルコール分16度、エキス分8度））に、水800ℓを加えた酒類2,000ℓ（エキス分4.8度）

●全国公開模試〔第二問〕 D

発芽させた大麦600kg、発芽させた小麦400kg、ホップ30kg、米300kg、コーン150kg、でん粉50kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有するもの（アルコール分5度、エキス分3度）

●全国公開模試〔第二問〕 H

発芽させた米及び水を原料として糖化、発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）した酒類400ℓ（アルコール分60度、エキス分0.3度）に、他の酒類製造者の製造場から未納税移出された酒類（レモン果汁及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）した酒類（アルコール分60度、エキス分0.3度）にレモン色素10kg及び水を加えた酒類8,000ℓ（アルコール分50度、エキス分1.2度））及び水を加えた酒類10,000ℓ（アルコール分42.4度、エキス分1.2度）

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

5. 次の酒類に分蜜をした砂糖及び水を加えた酒類（アルコール分20度、エキス分1.8度、着色又は着香なし）
- ・ さつまいも、さつまいもこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分70度）して水を加えた酒類（アルコール分45度、エキス分0.3度）

●直前講義 第1回・補助問題〔問題〕 A

米700kg、米こうじ300kg（こじ米240kg）、他の酒類製造者の製造場から未納税移出された連続式蒸留焼酎350ℓ（アルコール分35度、重量325kg）、水あめ180kg（含有水分35%）、アミノ酸塩5kg、有機酸3kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分19度、エキス分5度）

●直前予想答練 第1回〔第二問〕

4. 麦芽、果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）して水を加えた酒類（アルコール分40度、エキス分0.3度）は、木片を投入してその成分を浸出させた酒類（アルコール分40度、エキス分0.5度）

ズバリ的中!

〔第二問〕 H 麦芽10kg、糖類1,000kg（含有水分32%）、たんぱく質物分解物（大豆を原料とするもの）300kg、ホップ30kg、酵母エキス5kg、カラメル5kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分5.0度、エキス分3.0度、発泡性あり）に、大麦、小麦及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分80.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）して水を加えたもの（アルコール分44.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）を加えた酒類1,600ℓ（アルコール分5.0度、エキス分3.0度、発泡性あり）	●全国公開模試〔第二問〕 G ライ麦麦芽1,000kg、ホップ80kg、ライ麦900kg、果実5kg、カラメル（着色料）15kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有するもの4,800ℓ（アルコール分5度、エキス分3度）に、大麦、大麦こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90度）して水を加えた酒類200ℓ（アルコール分40度、エキス分0.2度）を加えた酒類で発泡性を有するもの5,000ℓ（アルコール分6.4度、エキス分2.8度）
〔第二問〕 5 商品Aについては、4の表のほか、平成29年8月5日に公的機関主催の品評会に出品するため、出品要領に従い5本（容器の容量1,800ml）を送付し、その受領書を保管している。	●直前予想答練 第2回〔第二問〕 9. 商品Eについては、4の表のほか、平成29年8月5日に地方自治体主催の品評会に特別な容器に詰め替えて10本（容器の容量500ml）を出品した。
〔第二問〕 6 商品Bについては、4の表の平成29年8月5日に移出したもののうち、300本（容器の容量720ml）は輸出する目的で酒税法第29条（輸出免税）の規定により製造場から移出したものである。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 10. 商品Hについては、4の表に、平成29年7月中に2,000本（容器の容量720ml）を輸出の目的で酒税法第29条第1項の規定により移出したものが含まれている。
〔第二問〕 7 商品Eについては、4の表のほか、平成29年4月中に酒類販売業者に課税移出されたもの22本（容器の容量720ml）が、平成29年8月10日に酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。 なお、平成29年4月中の商品Eの課税移出数量は100kℓである。	●全国公開模試〔第二問〕 7. 商品Dについては、平成28年7月中に、酒類販売業者に課税移出（全て租税特別措置法第87条の6の規定の適用を受けている。）されたもの3,000本（容器の容量500ml）が、返品のため、平成29年8月中に酒類販売業者から製造場内に持ち込まれた。
〔第二問〕 8 商品Fについては、4の表のほか、タンクのひび割れによりタンク内の酒類が流出し、平成29年8月8日に300,000mlが減失した。なお、製造場の所在地の所轄税務署長にその旨の届出をしている。	●実力完成答練 第2回〔第二問〕 7. 商品Dについては、4の表のほか、平成29年8月中に従業員の過失により製造場内の貯蔵タンクから流出し200ℓが減失した。 なお、所轄税務署長にその旨の届出書を提出している。
〔第二問〕 9 商品Gについては、4の表のほか、平成29年8月20日に在日カナダ大使館に100本（容器の容量1,000ml）を送付し、その受領書を保管している。	●実力完成答練 第4回〔第二問〕 9. 商品Eについては、5の表のほか、平成29年7月14日に在日アメリカ大使館に240本（容器の容量750ml）を販売した。
〔第二問〕 9 商品Hについては、4の表のほか、平成29年8月23日に何者かが製造場に侵入し、10本（容器の容量633ml）を持ち去った。直ちに警察署へ届け出ており、甲株式会社への責めに帰す事由はない。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 7. 商品Cについては、4の表のほか、平成29年7月9日に製造場に何者かが侵入し、50本（容器の容量700ml）を持ち去った。直ちに所轄警察署に届け出ており、甲株式会社への責めに帰す事由はない。

ズバリ的中!